

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	五四
○児童手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則	
告 示	
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	五五
○県営土地改良事業計画を変更した件	五五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	五五
○道路の区域を変更する件	五七
○道路の供用を開始する件	五七
公 告	
○随意契約の相手方を決定した件七件	五六
福 島 県 公 安 委 員 会	
○福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則	五三
福 島 県 人 事 委 員 会	
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	五三
規 則	
○児童手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和三年十二月十四日	
福島県知事 内堀雅雄	
福島県規則第八十四号	
児童手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則	

児童手当に係る知事の権限の委任に関する規則（昭和四十六年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十三条第一項及び第八十条の二の規定により、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に係る次に掲げる知事の権限に属する事務は、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を任命権者とする職員に係る事務にあつてはそれぞれ病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長（当該職員の併任に係る職の任命権者を除く。）に、福島海区漁業調整委員会事務局の職員で専任のものに係る事務にあつては農林水産部農林水産総室農林総務課長に委任する。ただし、病院事業管理者にあつては第一号に掲げる事務を、教育委員会及び警察本部長にあつては第二号に掲げる事務を、農林水産部農林水産総室農林総務課長にあつては第一号に掲げる事務を除く。</p> <p>一及び二（略）</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十三条第一項及び第八十条の二の規定により、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に係る次に掲げる知事の権限に属する事務は、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を任命権者とする職員に係る事務にあつてはそれぞれ病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長（当該職員の併任に係る職の任命権者を除く。）に、福島海区漁業調整委員会事務局の職員で専任のものに係る事務にあつては農林水産部農林水産総室農林総務課長に委任する。ただし、病院事業管理者にあつては福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）別表第一名称の欄に掲げる病院に勤務する職員以外の職員に係る第一号に掲げる事務を、教育委員会及び警察本部長にあつては第二号に掲げる事務を、農林水産部農林水産総室農林総務課長にあつては第一号に掲げる事務を除く。</p> <p>一及び二（略）</p>

附 則
この規則は、令和四年一月一日から施行する。

（職員業務課）

告 示

福島県告示第七百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年十二月十四日から令和四年四月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七九番地一ほか四〇筆

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）MULプロパティ株式会社

（変更後）三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

三 変更した年月日

令和三年十月一日

四 届出年月日

令和三年十一月三十日

五 届出をした者

三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、八沢地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年十二月十五日から

令和四年一月四日まで（二十一日間）

三 縦覧の場所

相馬市役所及び南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡会津美里町赤留字二岐三六五七の一から三六五七の五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡会津美里町八木沢字南沢五八七五の一、五八七六から五八八六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡会津美里町赤留字下り萱三六二五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町荻窪字樋清水二二七三の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町蛇喰字谷地八の一から八の三まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町蛇喰字川向一六九の五から一六九の八まで、一七〇、字南沢七
九の一から七九の三まで、八二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
次のとおりとする。
-
- 大沼郡会津美里町宮川字村上丙二六四の一、丙二六四の三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁六二五の四六から丁六二五の四八まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町松坂字中畑丙三五〇の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町宮川字村上丙二六一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道小野富岡線	双葉郡富岡町大字上手岡字後田九二番一地从ら同郡同町大字上手岡字後田一二六番地先まで	変更前	変更後	一六・二丁 五三・〇	二九九・二
				一六・二丁 五三・〇	二九九・二

（道路計画課）

福島県告示第八百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小野富岡線	双葉郡富岡町大字上手岡字後田九二番一地从ら同郡同町大字上手岡字後田一二六番地先まで	令和三年二月一四日

（道路計画課）

公 告

公告第243号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和3年12月14日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,300 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額
19,800円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第244号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和3年12月14日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,700 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額
16,500円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第245号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和3年12月14日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

- 脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 5,320 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月6日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8
 - 5 随意契約に係る契約金額
11,440円（1 t当たり）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第246号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和3年12月14日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,600 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都文京区小石川一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
14,300円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第247号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和3年12月14日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 3,700 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
11,000円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第248号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和3年12月14日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 3,700 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28
- 5 随意契約に係る契約金額
14,300円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第249号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和3年12月14日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 3,700 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
13,200円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月14日

福島県公安委員会委員長 佐々木 貢 一

福島県公安委員会規則第8号

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（申請等に係る署名等に代わる措置）」に改める。

第7条第1項中「規定により」の次に「第4条第1項の申請等に対する」を加え、同条第2項中「公安委員会等は」の次に「、警察本部長が別に定める場合を除き」を加え、同条第3項第1号中「識別番号及び暗証コード」を「識別符号及び暗証符号」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

別表道路交通法（昭和35年法律第105号）の部第78条第1項の項の前に次のように加える。

第74条の3第5項	安全運転管理者の選任の届出
	副安全運転管理者の選任の届出
	安全運転管理者の解任の届出
	副安全運転管理者の解任の届出

別表警備業法（昭和47年法律第117号）の部第16条第2項の項の前に次のように加える。

第10条第1項	廃止の届出
---------	-------

別表警備業法（昭和47年法律第117号）の部第16条第3項の項の次に次のように加える。

第17条第2項	護身用具の届出
	護身用具の変更の届出

別表警備業法（昭和47年法律第117号）の部の次に次のように加える。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	小型無人機等の飛行に関する通報
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項	通行禁止道路通行許可の申請
	第8条第1項	制限外積載、設備外積載又は荷台乗車許可の申請

別表に次のように加える。

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）	第7条第1項	駐車許可の申請
	第35条第4項	安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
		副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

（警 務 課）

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年十二月十四日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の二第七項中「を超える」を「以上の」に改める。

第十三条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である場合 一の年に
おいて五日以内（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係
るものである場合にあつては、十日以内）

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

（総務審査課）